

○茨木市附属機関設置条例（抄）

平成25年 3 月13日

茨木市条例第 5 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第 2 条 執行機関の附属機関として別表左欄に掲げる附属機関を置き、その担任する事務は同表右欄に定めるとおりとする。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第 2 条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事務
茨木市みどりの施策推進委員会	みどりの施策の推進に関する基本計画の策定及び見直しその他みどりの施策の推進に関する事項についての審議に関する事務